

岩手県告示第 421 号

漁業災害補償法第 104 条第 2 号に掲げる漁業に係る区域及び区分（平成 14 年岩手県告示第 902 号の 2）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前			改正後		
加入区の名称	区 域	漁業の区分	加入区の名称	区 域	漁業の区分
種市加入区	種市漁業協同組合の地区及び <u>九戸郡種市町第 3 地割</u> から第 8 地割までの区域	[略]	種市加入区	種市漁業協同組合の地区及び <u>九戸郡洋野町種市第 3 地割</u> から第 8 地割までの区域	[略]
八木加入区	<u>九戸郡種市町第 1 地割</u> から第 3 地割までの区域	[略]	八木加入区	<u>九戸郡洋野町種市第 1 地割</u> から第 3 地割までの区域	[略]
小子内浜加入区	小子内浜漁業協同組合の地区及び <u>九戸郡種市町大字有家</u> の区域	[略]	小子内浜加入区	小子内浜漁業協同組合の地区及び <u>九戸郡洋野町有家</u> の区域	[略]
中野加入区	<u>九戸郡種市町大字中野</u> の区域	[略]	中野加入区	<u>九戸郡洋野町中野</u> の区域	[略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					